

次期設計積算システム
開発・移行業務及び運用業務委託
落札者決定基準

令和 8 年 8 月
千葉県企業局

目 次

1 落札者決定基準の位置付け	1
2 落札者の選定	1
(1) 落札者選定方式	1
(2) 落札者選定方法	1
(3) 審査の実施手順	2
3 審査	3
(1) 第一次審査	3
ア 入札参加資格審査	3
(2) 第二次審査	4
ア 入札価格審査	4
イ 基礎審査	4
ウ 業務提案審査	4
(ア) 入札価格の評価方法	4
(イ) 加点審査の評価方法	4
エ 最高評価値者の選定	4
4 落札者の決定	5

1 落札者決定基準の位置付け

次期設計積算システム開発・移行業務及び運用業務委託落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、千葉県企業局（以下「当局」という。）が次期設計積算システム開発・移行業務及び運用業務委託（以下「本業務」という。）を実施する者の募集及び選定を行うに当たって、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 落札者の選定

（１）落札者選定方式

本業務を実施する者は、専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札により実施する。

（２）落札者選定方法

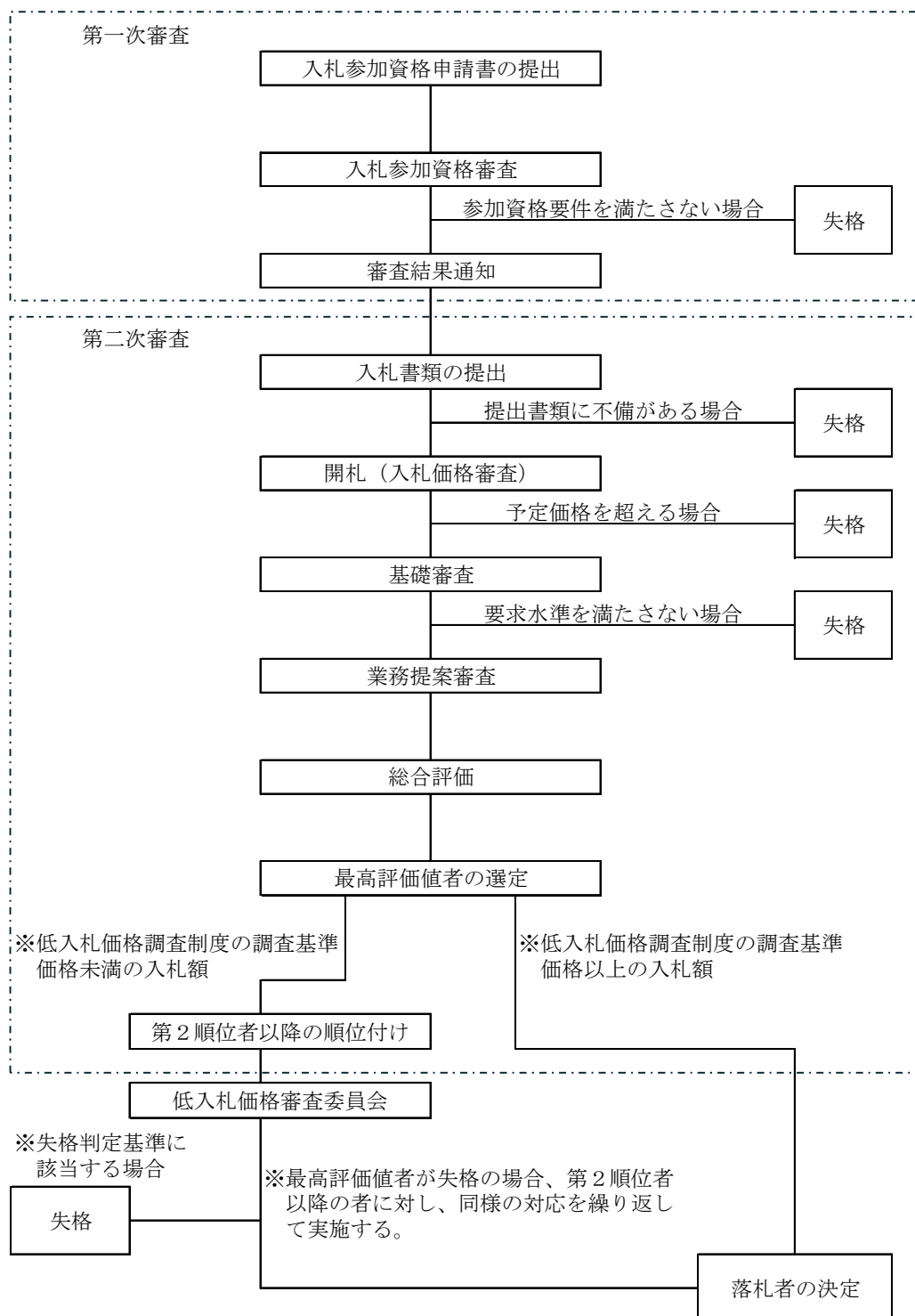
ア 落札者の選定方法は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として入札価格審査、基礎審査、業務提案審査を行う。

業務提案審査に当たっては、当局に設置した学識経験者及び千葉県職員で構成する「次期設計積算システム開発・移行業務及び運用業務委託総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において、入札参加者から提出された入札提出書類の審査を行い、最高評価値者を選定する。なお、委員会は、非公開とする。

イ 最高評価値者の入札価格が、当局の定める千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領による調査基準価格を下回る場合、同要領の規定により落札者の決定を保留し、後日、開催する「千葉県企業局委託業務低入札価格審査委員会」の審査を経た後、落札者を決定する。

(3) 審査の実施手順

審査の実施手順は、以下のとおりである。



3 審査

(1) 第一次審査

ア 入札参加資格審査

当局は、入札参加資格確認申請書により、以下に示す応募者の備えるべき入札参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを審査する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

表 3-1 入札参加資格審査項目

項 目	内 容
入札参加者に求められる事項	以下に該当しない者は、入札参加者になれないものとする。 a 千葉県物品等入札参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認定されている者。 b 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。 c この公告の日から過去10年以内に、国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）に対して、国、都道府県又は指定都市の職員が利用する設計積算システムに関する業務実績を有していること。（現在契約中の業務も対象とする） d 業務主任技術者は元請業者であり、作業者の主要要員が要求水準書に定める資格（PM等）を有する者を配置できることを証明した者であること。 e 業務主任技術者となる予定の者が所属する部署が適用範囲に含まれている ISMS（ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001）制度の認証を取得していること。
入札参加者の制限	以下に該当する者は、入札参加者になれないものとする。 a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。 b この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれる者。 c この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれる者。 d 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の更生手続き開始決定が行われている場合を除く。） e 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の再生手続き開始決定が行われている場合を除く。） f 商法（明治32年法律第48号）附則（平成16年法律第76号）第8条の経過措置が適用され改正前の商法第381条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。 g 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立を行っている者。 h 最近2年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税を滞納している者。 i 委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者。

(2) 第二次審査

ア 入札価格審査

当局は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の 110 分の 100 を超えていないことを確認する。入札価格が当該金額を超える入札をした者は、失格とする。

イ 基礎審査

当局は、業務提案書に記載された内容が、別紙 1「基礎審査表」に示す評価項目を満たしていることを確認する。1 項目でも充足していない、若しくは記載のない者は失格とする。

評価項目を満たしていることが確認された者の業務提案書について、業務提案審査を行う。

ウ 業務提案審査

委員会は、業務提案書に記載された内容を、以下に示す加点審査によって評価し点数化する。また、入札価格についても点数化し、その合計点数をもって総合評価を行う。

$$\text{総合評価点 (200 点)} = \text{入札価格点 (100 点)} + \text{加点審査点 (100 点)}$$

※ () 内はそれぞれの配点を示す。

(ア) 入札価格の評価方法

入札参加者が指示した入札価格は、下記の算出式により、入札金額が最も低い者を満点 (100 点) とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき入札参加者の入札価格点を算出する。算出された得点の小数点以下第 2 位までを有効とし、小数点以下 3 桁目を四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の配点 (100 点)} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

(イ) 加点審査の評価方法

a 業務提案評価項目及び得点配分

業務提案評価項目及び配点は、別紙 2「業務提案審査表」に示すものとする。

b 業務提案評価項目の審査方法

各項目に設定している評価基準に基づいて、絶対評価により行う。

c 加点審査点の算出方法

審査委員別に各提案書の評価を行い、各提案書に係る各審査委員の合計得点を平均したものを入札参加者の加点審査点とする。算出された得点の小数点以下第 2 位までを有効とし、小数点以下 3 桁目を四捨五入する。

エ 最高評価値者の選定

委員会は、総合評価点の最も高い者を最高評価値者として選定する。

4 落札者の決定

当局は、委員会の評価を踏まえ、最高評価値者を決定する。ただし、総合評価点が最も高い者が複数の場合には、くじ引きにより最高評価値者を決定する。

最高評価値者の入札価格が低入札価格調査制度の調査基準価格以上の場合は、最高評価値者をもって落札者とする。

最高評価値者の入札価格が低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、第2順位者以降の順位付けを行い、千葉県企業局委託業務低入札価格審査委員会の審査を経た後、落札者を決定する。審査の結果、最高評価値者が失格した場合は、第2順位以降の者を対象として、入札額と低入札価格調査制度の調査基準価格を比較し、千葉県企業局低入札価格審査委員会の審査に付する手順を落札者が決定するまで繰り返す。

基 礎 審 査 表

【提案者:識別記号 】

1 審査表

	評価項目		評価ポイント	審査結果	要求水準書等記述箇所	
1	システム更新の目的・方針		システム更新の目的・方針について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P8	6.1、6.2
2	全体スケジュール		全体スケジュールについて提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P9	6.4
3	情報システムの要件	機能要件	情報システムの要件(機能要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P12	7.1
4		画面要件	情報システムの要件(画面要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P17	7.2
5		帳票要件	情報システムの要件(帳票要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P17	7.3
6	規模・性能要件	運用時間	規模・性能要件(運用時間)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P19	8.1
7		システム利用者	規模・性能要件(システム利用者)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P19	8.2
8		次期設計積算システムのデータ量	規模・性能要件(次期設計積算システムのデータ量)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P19	8.3
9		性能要件	規模・性能要件(応答速度・レスポンスタイム)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P19	8.4
10	非機能要件	可用性	非機能要件(可用性)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P21	9.1
11		性能・拡張性	非機能要件(性能・拡張性)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P21	9.2
12		運用・保守性	非機能要件(運用・保守性)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P22	9.3
13		移行性	非機能要件(移行性)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P22	9.4
14		セキュリティ	非機能要件(セキュリティ)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P22	9.5
15	システム稼働環境要件	データセンター要件	システム稼働環境要件(データセンター要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P24	10.3
16		ネットワーク要件	システム稼働環境要件(ネットワーク要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P24	10.4
17		アクセシビリティ要件	システム稼働環境要件(アクセシビリティ要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P25	10.6
18		連携システム	システム稼働環境要件(連携システム)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P26	10.7
19	テスト要件	テスト要件	システム稼働環境要件(テスト要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P27	11.2
20		その他作業要件	システム稼働環境要件(その他作業要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P27	11.3
21	移行要件	データ移行に係る要件	移行要件(データ移行に係る要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P29	12.1
22		試験運用に係る要件	移行要件(試験運用に係る要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P29	12.2
23		教育に係る要件	移行要件(教育に係る要件)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P29	12.3
24	運用支援要件	システム運用	運用支援要件(システム運用)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P31	13.1
25		運用定例会の開催	運用支援要件(運用定例会の開催)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P31	13.2
26		積算基準改定等支援	運用支援要件(積算基準改定等支援)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P32	13.3
27		利用者メンテナンス	運用支援要件(利用者メンテナンス)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P33	13.4
28	作業の体制及び方法	作業体制	作業の体制及び方法(作業体制)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P34	14.1
29		開発作業	作業の体制及び方法(開発作業)について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		P35	14.2
30	サービスレベルに関する要件		サービスレベルに関する要件について提案があり、かつ要求水準を満たしているか。		契約書別記1「サービスレベル協定特記仕様書」	

2 審査方法

下表に従い評価項目ごとに審査を行い、ひとつでも×があった時は失格とする。

評価水準	採点
記述があり、かつ要求水準を満たしているか。	○
要求水準を満たしていない又は記述がない。	×

3 審査結果

業務提案審査表

【提案者:識別記号 】

委 員 名	採点日
	令和 年 月 日

1 審査表

番号	評価項目		評価基準	配点(点)	
1	システム更新の目的・方針		・更新の目的や方針に沿った提案がされているか。 ・提案システムのコンセプト(概念)、特徴が明確に示されているか。	2	2
2	全体スケジュール		・令和10年4月の運用開始に向けた具体的かつ実現可能性のあるスケジュールが提案されているか。	4	4
3	情報システムの要件	機能要件	・積算誤りを検知する機能について、有効な機能が提案されているか。 ・違算防止機能について、有効な機能が提案されているか。 ・インプレスライド機能について、有効な機能が提案されているか。 ・秘匿情報の漏洩機能について、有効な機能が提案されているか。 ・積算作業の効率化に繋がる機能について、有効な機能が提案されているか。 ・採用したい魅力的な提案であるか。 ・機能要件一覧表に記載した内容が実現可能な提案であるか。 ・指定した積算機能及び運用業務が実現可能な提案であるか。	6	12
4		画面要件	・操作性、視認性に配慮され、作業の効率化が図れる提案がされているか。	4	
5		帳票要件	・様式に準じた帳票を出力させるための提案がされているか。	2	
6	規模・性能要件	運用時間	・24時間365日(計画停止は除く)稼働させための具体的提案であるか。	4	12
7		システム利用者	・同時利用者数上限について、100人以上が利用可能な提案であるか。 ・十分な性能要件での同時利用環境を維持するための具体的提案であるか。	2	
8		次期設計積算システムのデータ量	・将来大幅な基準改定や利用者増加等によりデータ量の大幅な増加が見込まれた場合でも、当初性能を維持できる具体的な提案であるか	2	
9		性能要件	・入力から出力までのレスポンスタイム(保証値)を確保する提案であるか。 ・要求するシステム利用者数とデータ量を満たした上で、快適な性能要件を維持するための、具体的な提案であるか。	4	
10	非機能要件	可用性	・長時間サービス停止した場合に業務継続させるための代替手段について、具体的な提案であるか。 ・システムを障害(機器やパーツの故障・アクシデントなど)で停止させることなく稼働し続けるための対策がとられているか。	4	18
11		性能・拡張性	・システムへの機能追加・変更の考え方や工夫が具体的な提案であるか。	2	
12		運用・保守性	・システムを運用・保守していくうえで必要な障害監視の仕組みや、バックアップするデータの範囲・頻度等が明記されているか。 ・システム保守のために計画的な停止が行われる場合には、事前に通知されることが明記されているか。 ・運用管理体制が具体的な提案であるか。	4	
13		移行性	・サービス提供終了後にシステム内の必要なデータをCSV等の汎用的な形式での出力が可能な提案であるか。	2	
14		セキュリティ	・アクセス権限の管理、脆弱性対策、ウイルス対策、ファイアウォール等の設置及び監視について、具体的かつ適切な提案であるか。 ・機密性が確保され、利便性等にも考慮した魅力的な提案であるか。	6	
15	システム稼働環境要件	データセンター要件	・データセンター要件を満たしているか。	2	14
16		ネットワーク要件	・セキュリティ要件を加味したネットワーク構成の提案であるか。 ・円滑な業務遂行に支障のない通信品質が確保されている提案であるか。	6	
17		アクセシビリティ要件	・利用者の多様化を考慮したシステムの提案であるか。 ・魅力的な操作方法の提案であるか。	2	
18		連携システム	・連携方法について、具体的な提案があるか。	4	
19	テスト要件	テスト要件	・単体、結合、総合テスト以外の提案がされているか。	2	4
20		その他作業要件	・各テストにおける実施計画書の内容について、具体的な提案であるか。	2	
21	移行要件	データ移行に係る要件	・データ移行の計画案について、具体的な提案はあるか。 ・移行対象のデータを移行することが可能な提案であるか。	2	6
22		試験運用に係る要件	・試験運用方法について、具体的な提案であるか。 ・試験運用で適切に運用できなかった場合を考慮した提案であるか。	2	
23		教育に係る要件	・利用者向けの操作研修の具体的な提案はあるか。 ・利用者向けの操作マニュアルに関し具体的な提案はあるか。	2	
24	運用支援要件	システム運用	・大規模災害時等の対応について、有効で具体的な提案であるか。 ・問合せ窓口について、有効で具体的な提案であるか。	4	14
25		運用定例会の開催	・運用定例会について、具体的な提案であるか。	2	
26		積算基準改定等支援	・改定作業フローについて、具体的な提案であるか。 ・基準・単価等の改定作業ミスやトラブル対策について、具体的な提案であるか。 ・改定作業の確認体制について、具体的な提案があるか。 ・システム停止について、利用者を考慮した提案であるか。	4	
27		利用者メンテナンス	・利用者情報管理について、具体的な提案であるか。 ・設計書データ管理として、バックアップについて、具体的な提案があるか。	4	
28	作業の体制及び方法	作業体制	・受注者側、発注者側の役割分担が明確であるか。 ・業務を管理し統轄できる業務主任技術者の提案があるか。 ・主要要員について、適切な資格、実績のある要員を参画させる提案であるか。 ・進捗状況の報告方法や頻度が明確であるか。	4	6
29		開発作業	・プロジェクト管理及び開発環境における開発作業について、適切な提案であるか。	2	
30	サービスレベルに関する要件		・追加で有効な保証事項の提案があるか。 ・SLAを達成するための、有効な提案が具体的に示されているか。 ・SLAが達成できなかった場合の検証、改善策が具体的に示されているか。	6	6
31	その他事項		・上記項目以外で、当局にとって有用な追加提案があり、その効果と方策が具体的に提案されているか。	2	2
加点審査点			上記1～31の合計	100	

・審査委員別に各提案書の採点を行い、各提案書に係る各審査委員の合計得点を平均したものを当該提案者の評価点とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

2 採点基準

評価水準	加点比率(点数＝配点×加点比率)	評価項目	配点(点)
提案による効果が大きく期待できる。	100%	セキュリティや機能要件等の特に重要な項目	6
提案による効果が期待できる。	50%	機能や運用等に関する項目のうち重要な項目	4
提案による効果が期待できない。(要求水準書のとおり)	0%	上記以外	2